

青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD) 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）の構成、役割、運営等について定める。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長 学長を充てる
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員 学部長
研究科長
教務委員会委員長、
短期大学部長
事務総局長、
事務局長
教務課長
学長が委嘱する委員 若干名
- 2 前項第2号の副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役割)

第3条 委員会は、全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集
- (5) その他、委員長（学長）の諮問事項

(会議)

第4条 委員会は、年6回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数をもって成立し、審議事項の決裁には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、青森大学教務課が担当する。

〈規程の改廃〉

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が判断する。

附則

この規程は、2010年10月20日から施行する。